

平成27年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険制度が負担する医療費の内訳は、約5割が国・県・市町村の公費、約4割は現役世代が加入する医療保険からの支援金、残りの約1割は被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料(以下、保険料)となっています。

保険料の計算方法については、以下のとおりです。

■保険料の計算方法

保険料は、被保険者が一律に負担する「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して被保険者ごとに算出します。

所得が基準未満の方や、被用者保険の被扶養者であった方などに対する軽減措置は、引き続き適用されます。また、1人あたりの年間保険料の上限額は、57万円です。

1人あたりの 年間保険料	=	1人あたり定額の保険料 【被保険者均等割額】 51,793円	+	所得に応じた保険料 【所得割額】 賦課基準額※×10.35%
-------------------------	---	---	---	---

※賦課基準額とは、総所得額など(平成26年中の収入額から必要経費を除いた所得の合計額)から基準控除額(33万円)を差し引いた金額です。

■保険料の納付方法

年金から天引きされる特別徴収と、納付書や口座振替により納付する普通徴収の2つの方法があります。普通徴収の方は、納付期限内に納付をお願いします。また、口座振替にしている方は、口座残高がなく口座振替ができなかったということがないよう、残高の確認をお願いします。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)

国民健康保険の特定健診に関するアンケート調査にご協力ありがとうございました

黒潮町では、皆さんの健康維持・生活習慣病予防を目的とした「特定健診」の円滑な実施と受診率向上のために、さまざまな取り組みを推進しているところです。その一環で「特定健診に関するアンケート」を実施しました。ご回答いただいたご意見をもとに、今後の特定健診の実施に活かしていきます。ご協力ありがとうございました。

○お問い合わせ 【本 庁】 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836(直通)
住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)